

平成 26 年度当初予算編成方針のポイント

【基本的な考え方】

1 特別枠予算の設定

「おおいた成長枠」 15 億円

安心・活力・発展プラン 2005 に掲げた政策の仕上げや新たな政策展開の芽出しなど、県政推進指針に基づき、新規事業を積極的に要求できるよう、各部局の要求枠とは別に 15 億円の特別枠を設定

なお、地域経済の活性化等を図るため、本年度当初予算で設置したおおいた元気創出基金を活用し、政策予算に 3 億円の「おおいた元気創出枠」を別枠で設定

2 大分県行財政高度化指針の実践

スクラップ・アンド・ビルドの徹底など、行革実践力を一層発揮するとともに、地方機関からの発案により諸課題に対応する「地域課題対応枠」の拡大等により、政策県庁をさらに推進

【主な要求の枠組み】

区 分	要 求 基 準
特別枠予算	「おおいた成長枠」 15 億円
政策予算	平成 25 年度当初予算額の範囲内 「おおいた元気創出枠」3 億円を別枠で設定
投資的予算	(公共事業：補助事業、国直轄事業負担金) 国の内示見込額 (一般国庫補助事業、単独事業) 平成 25 年度当初予算額の範囲内
部局枠予算	平成 25 年度当初予算額に「地域課題対応枠」を加算した額の範囲内

政策予算及び部局枠予算の各々 2 割を目標にスクラップ・アンド・ビルドに努める

平成26年度当初予算編成方針

国内の景気は、第2四半期の実質GDPの伸び率が年率で3.8%増となるなど、海外経済の下振れリスクはあるものの、緩やかに回復しつつある。そうした中で、先般、26年4月からの消費税率引上げが確認され、併せて「経済政策パッケージ」が決定されたところである。

また、国は、中期財政計画に基づき経済再生と財政健全化の両立を目指し、一般会計の基礎的財政収支について、26年度から2カ年で8兆円の収支改善を図るため、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

他方、消費税率引上げについては、社会保障制度の基盤確保と充実のためのものであることに留意する必要がある。また、地方の一般財源総額については、実質的に25年度の水準を確保するとしているものの、1.5兆円の歳出特別枠等の見直しなど懸念材料がある。こうしたことから、今後の地方財政対策の動向によっては、緊急的な対応を行うことも想定しなければならない。

このような状況ではあるが、本県では、安心・活力・発展プラン2005に掲げた政策の仕上げとともに、県政推進指針に基づき、将来発展のための基盤固めと新たな政策展開の芽出しにも積極的に取り組まなければならない。また、国は12月に5兆円規模の経済対策を取りまとめ、15か月予算とする方針であり、県としても、国の補正予算等を積極的に活用し、地域経済を下支えしていく。

このため当初予算の編成にあたっては、シーリングによる一律カットは行わないが、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を前提に、特別枠として15億円の「おおいた成長枠」を設け、各般の施策に積極的に取り組むこととする。また、地域経済の活性化等を図るため、政策予算に3億円の「おおいた元気創出枠」を別枠で設け、基金の目的に沿った取組も進めることとする。

第一 全般的事項

大分県行財政高度化指針に掲げた「行革実践力」を一層発揮し、徹底した無駄の排除を行いながら、多様化する県民ニーズに対応できるよう、行政の「質」の向上を図らなければならない。

このため、政策予算及び部局枠予算の各々2割を目標にスクラップ・アンド・ビルドを図るよう努めること。併せて、これまでの包括外部監査の結果や事務事業評価等を踏まえて、限られた財源と人

員の中で、真に県民に必要な県が取り組むべき事業を要求すること。
特に、新規事業や事業費の大幅な増要求にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底はもとより、組織定数等の執行体制についても事前に部局内で十分に調整すること。

政策県庁の推進については、現場に発想の種ありの精神の下、「地域課題対応枠」を積極的に活用するとともに、部局横断的な政策課題についても、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局相互に十分な連携を図ること。

(消費税率引上げに伴う措置)

消費税率引上げに伴い、使用料及び手数料等の歳入科目については、確実に反映しその見込額を計上するとともに、歳出所要額の算定にあたっては、工事請負等の税率に関する経過措置などにも留意し適切な額を見込むこと。

第二 歳入に関する事項

1 県税

消費税率引上げなどに伴う税制改正や経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、課税対象の的確な捕捉や徴収率向上に努め、年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金等の廃止・新設等の状況把握に努めるとともに、活用可能な補助金について精査し計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく平成25年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.14であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、消費税率引上げ等を条例に適切に反映させるとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

6 財産収入

新県有財産利活用推進計画(改訂版)に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、過疎代行や受託事業については、原則として行わないこととするが、災害復旧などの受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高に留意のうえ、発行抑制に努めること。

第三 歳出に関する事項

平成25年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、各部局ごとに、次に示す基準の範囲内で要求すること。

なお、事務事業評価等に基づき、既存事業の廃止・再構築を進め、新たな課題に積極的に対応すること。

1 政策的経費

(1) 特別枠予算

各部局の要求枠とは別に、15億円の「おおいた成長枠」を設けるので、県政推進指針に沿って創意工夫を凝らした新規事業を積極的に要求すること。

(2) 政策予算（投資的予算を除く）

平成25年度当初予算額から23年度特別枠予算の整理分を減算し、25年度予算における物件費等の節約額を加算した範囲内で要求すること。また、地域経済の活性化等を図るため、3億円の「おおいた元気創出枠」を別枠で設けるので、積極的に要求すること。

(3) 投資的予算

公共事業

防災・減災対策や施設の老朽化対策に重点的に取り組むため、補助事業及び国直轄事業負担金については、国の概算要求の伸び率を十分に勘案のうえ、内示見込額を要求すること。

災害復旧事業及び災害関連事業の過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は、25年度当初予算額の範囲内で要求すること。

一般国庫補助事業

真に必要な事業を厳選し、平成25年度当初予算額の範囲内で要求すること。

単独事業

緊急度の高い事業を優先し、平成25年度当初予算額の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査して要求することとし、特に非常勤・臨時職員については配置の必要性を検証すること。

部局枠予算については、平成25年度当初予算額から、25年度地域課題対応枠分を減算した範囲内で要求すること。なお、地方機関の提案に基づき地域における諸課題に対応する要求枠「地域課題対応枠」を引き続き設けるので、関係機関と調整のうえ積極的に要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、または少額補助金等について、包括外部監査結果等も踏まえ、廃止・縮減すること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直すこと。

(3) 委託料

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 備品購入費

真に必要なものを購入することとし、特に高額機器については、相互利用や共同購入を促進すること。

4 国の交付金による基金事業の取扱い

国の交付金による基金事業については、国の予算等の動向にも十分留意しながら要求すること。

なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

5 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針や、各団体ごとの見直し方針に基づき、公社等の経営状況を厳しくチェックするとともに、出資比率の見直しなど県関与の縮小に向けた取組を積極的に進めること。